

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「法務3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『法務3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について、その基礎もふまえながら要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって、法務知識は日常業務のバックボーンとなるものです。正確・迅速な処理が求められる金融機関の事務処理においては、確実な業務知識の習得とそれにもとづく機敏な応用動作の鍛練が不可欠です。銀行業務検定試験「法務3級」は、金融機関行職員の標準的な金融法務知識の習得度を判定しようとするものですが、法務知識を日頃より身に付け研鑽し、検定試験「法務3級」にチャレンジすることは、堅確な事務処理および業務運営の遂行のためにも有用であり、これを広く推奨する所以です。

本書を『法務3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「法務3級」に合格され、日常業務活動に、より一層邁進されることを祈念してやみません。

2020年2月

経済法令研究会

(2)

目 次

第1編 預 金

1	預金の法的性質と預金規定	2
2	預金取引と取引時確認（犯罪収益移転防止法）	5
3	預金の受入れ	14
4	預金の管理	18
5	預金の支払	25
6	偽造・盗難カード預貯金者保護法	33
7	振り込め詐欺救済法	38
8	預金の消滅時効	41
9	預金者の死亡（相続預金の支払）	43
10	預金の差押え	54
11	預金の譲渡・質入	62
12	普通預金の強制解約	65
13	各種預金	67
14	総合口座	80
15	定期積金	84
16	預金保険制度	87
17	休眠預金等活用法	89

第2編 融 資

1	融資取引約定書	92
2	自然人との融資取引	95
3	法人との融資取引	100
4	権利能力なき社団・財団との融資取引	103
5	証書貸付	104

6	手形貸付	106
7	手形割引	109
8	当座貸越	113
9	支払承諾	116
10	代理貸付	118
11	保 証	120
12	連帯保証	125
13	根保証	127
14	信用保証協会の保証	132
15	預金担保	137
16	指名債権担保	140
17	代理受領・振込指定	143
18	手形担保	145
19	抵当権	147
20	根抵当権	152
21	根抵当権の元本の確定	158
22	個人融資先の死亡	162
23	貸出金債権の消滅時効	166
24	時効の完成猶予・更新	168
25	時効の効力	170
26	第三者の弁済	172
27	相 殺	175
28	債務引受	182
29	抵当権の実行	183
30	法定地上権	188
31	抵当権消滅請求	190
32	賃料債権に対する抵当権の物上代位	192
33	仮差押え	194
34	支払督促	197
35	強制執行の債務名義	198

(4)

36 法的整理手続…………… 200

第3編 決 済

1 為替取引の法律関係…………… 208

2 振 込…………… 211

3 振込規定…………… 214

4 振込における仕向銀行の取扱い…………… 216

5 振込における被仕向銀行の取扱い…………… 218

6 取引解約後口座宛ての振込…………… 220

7 依頼人の受取人名誤記による誤入金と預金の成否…………… 221

8 振込の入金通知…………… 223

9 振込の組戻し…………… 224

10 代金取立…………… 226

11 代金取立の法的性質と代金取立規定…………… 228

12 代金取立における委託銀行の取扱い…………… 229

13 代金取立における受託銀行の取扱い…………… 233

14 代金取立の組戻し…………… 235

15 手形・小切手の法的性質…………… 237

16 手形・小切手に適用される法律・約款等…………… 239

17 手形・小切手の署名…………… 242

18 手形・小切手の記載事項…………… 244

19 手形・小切手の振出…………… 251

20 白地手形・小切手…………… 253

21 手形・小切手の裏書…………… 256

22 手形・小切手の善意取得…………… 262

23 手形（小切手）保証…………… 263

24 手形の支払呈示…………… 265

25 小切手の支払呈示…………… 267

26 手形の支払…………… 269

27 小切手の支払…………… 273

28	線引小切手	274
29	自己宛小切手（預手）	276
30	手形・小切手の偽造・変造	279
31	手形・小切手の遡求	282
32	人的抗弁・物的抗弁	284
33	手形交換・不渡事由・不渡届	287
34	取引停止処分	292
35	異議申立	295
36	公示催告・除権決定	299
37	手形訴訟・小切手訴訟	301
38	電子記録債権	302

第 4 編 銀行取引関連法

1	付随業務	310
2	保護預り・貸金庫	311
3	株式関係事務	315
4	国庫金・公金関係事務	321
5	法律行為	329
6	条件・期限・期間	331
7	成年後見制度	335
8	代 理	340
9	無権代理と表見代理	343
10	無効・取消し	345
11	時 効	347
12	委 任	350
13	株式会社の機関	351
14	商業登記	356
15	銀行法の規定	360
16	金融商品取引法と銀行取引	363
17	金融商品販売法	369

(6)

18	消費者契約法	372
19	個人情報保護法	374
20	出資法	380
21	独占禁止法	382

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

1 預金の法的性質と預金規定

出題【19年10月・問1/19年6月・問1/18年6月・問1/17年10月・問2】

1 預金契約の法的性質

預金取引では、預金者には金銭を銀行に預ける意思があり、一方、銀行では受け入れた金銭を運用して、後日預金者から返還の請求があったときに同額の金銭を返還する意思がある。このように金銭その他の物を消費し、後日それと同種、同等、同量の物を返還することを内容とする契約を「消費寄託契約」といい（民法666条）、預金契約はこの消費寄託契約の法的性質を有することになるが、近時はこれに口座振替などの委任契約を付加されることが多い。

この消費寄託契約は法律上「要物契約」という性質を有しており、預金契約の場合には「預けましょう」、「預かりましょう」という当事者の合意だけでは成立せず（当事者の合意のみで成立する契約を諾成契約という）、実際に金銭の授受が行われてはじめて成立することになる。この預金契約の要物性については、現実の金銭の授受のほかに、これと同一の経済的効果の生じる手形・小切手の取立代り金や振込による預金口座への入金などによっても満たされる。改正民法では預金契約に係る消費寄託については、消費貸借の規定を準用されることとされた（改正民法666条3項）。これにより借主の返還時期について返還時期の定めの有無にかかわらずいつでも返還できるとされた。

以上、預金契約の法的性質は「消費寄託契約」であり、その「要物契約性」から、預金契約は金銭の授受が行われた時に成立することになる。

なお、契約の双方の当事者が対価的な意味を有する債務を負担する双務契約でもなく契約上の意思表示が一定の方式で行われたときに成立する要式契約でもない。

Key point

▶預金契約は「消費寄託契約」であり、「要物契約」の性質も有しているので、当事者の合意のほか、金銭の授受があってはじめて成立する。

2 預金債権の法的性質

預金契約が成立すると、預金者は銀行に対して預け入れた預金の返還請求権を取得することになるが、この返還請求権が預金債権である。預金者が銀行に対して有する預金債権は金銭債権、可分債権であり、分割することができない不可分債権ではない。しかもその金銭の預入をした特定の預金者が預金債権をもっていることになる。このように特定人を債権者とする債権を法律上「指名債権」といい、預金債権はこの指名債権の法的性質を有することになる。手形・小切手上の債権のように債権者が変動する「指図債権」や無記名債権とは異なり、預金債権は、その権利を裏書や証券の交付により譲渡することはできず、民法に定める指名債権譲渡の手続をとることが必要になる（民法467条）。なお、預金債権は預金規定により譲渡、質入を禁止されている。また、普通預金債権は、個々の預金ごとに預金債権が成立するのではなく、つねに預金残高について一個の預金債権が成立すると解されている。

3 預金通帳・証書の法的性質

預金を受け入れると、銀行は、預金者に預金通帳・証書を発行するとともに、預金者に対して預金の払戻請求をするときには、これを提出するものとしているが、この預金通帳・証書の法的性質は、預金契約が成立して指名債権である預金債権が存在することを証明する証拠となるので、「証拠証券」の性質を有する。また、預金の払戻しにあたって銀行は、届出印の押捺された払戻請求書等とともに預金通帳・証書の提出を求め、その持参人に善意・無過失で預金の支払をしたときは、無権利者に対して支払ってしまったとしても預金約款等で銀行は免責されることになっていることから、「免責証券」としての性質も有していることになる。

したがって、預金通帳・証書は、権利と証券が一体となっている有価証券ではなく、その喪失をした場合に公示催告を行い除権決定を得ることもできない。また、預金契約が不成立であれば、たとえ預金通帳・証書が発

Key point

- ▶預金債権は、特定人を債権者とする「指名債権」である。
- ▶預金通帳・証書は、「証拠証券」であり、「免責証券」である。

行されたとしても預金債権は発生せず、預金通帳・証書の交付は預金の成立の要件でもなく、誤記帳をした場合も誤記帳した金額で預金が成立することはなく、実際に授受のあった金額によって預金契約が成立する。

さらに、預金通帳・証書を回収しないで払戻しがなされたとしても、それが正当な預金者本人へ支払われたことが立証できれば有効な弁済となるので受戻証券とは異なるなど、有価証券ではないことから導かれる理屈を理解する必要がある。

4 各種の預金規定

民法の消費寄託に関する定めや商慣習だけでは預金者と銀行との間の権利や義務に関することすべてを律することはできないので、実際の預金取引をするにあたっての具体的な取決めを預金者と銀行の間で契約をすることが必要になる。しかし、預金取引の相手方は不特定多数であり、銀行は個々の預金者1人1人と個別に契約を結ぶことは困難である。このため、銀行はあらかじめ各種の預金規定として定型的な契約内容を定めておき、これを預金者に承諾してもらってから取引をするようにしており、預金者はこの銀行の定めた約款に従わなければ、事実上預金取引を行うことができないことになっている。このような約款を普通取引約款といい、このような契約形態を「付合契約」という。

このように各種の預金規定は、預金取引に関する具体的な取決めを定めたものとして重要な意味をもつので、どのようなことが定められているかその規定事項について理解しておくことが必要である。少なくとも普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定については、その規定事項からの出題が多くみられるので、どのようなことが定められているか直接規定を熟読して理解しておくことが不可欠である。

Key point

▶顧客との継続的な取引の開始、200万円を超える現金等取引、貸金庫・保護預り・信託取引の開始時は、取引時確認が必要となり、その確認記録は7年間保存する。

2

預金取引と取引時確認 (犯罪収益移転防止法)

出題【19年10月・問2・問3/19年6月・問3・問4/
18年10月・問2/18年6月・問3・問4/17年10月・問3・問4】

1 概要・経緯

麻薬や銃器等に係わる組織犯罪への資金供与やこれらの犯罪に関する不法な収益を、あたかも正当な取引によって得た「きれいな資金」であるかのような外観を有する財産に洗浄するために、金融機関の口座を経由する等の方法により偽装・隠匿するマネー・ローンダリング防止のための対策をとることが、国際的に求められるようになった。銀行取引上、こうした対策に関してとられた法的措置の嚆矢が、平成11年8月公布の「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」による「疑わしい取引についての当局への届出」と、平成14年6月の「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の締結による平成14年4月公布の「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」による「本人確認」である。その後、同法は、平成19年法律22号によって廃止され、新たに制定された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に引き継がれた。

同法（以下「犯罪収益移転防止法」という）では、本人確認等を行う事業者（「特定事業者」という）の範囲が宝石商等まで拡大されるとともに、対象取引の範囲（「特定業務」という）が、従前の本人確認法より広くなった。

さらに、その後のマネー・ローンダリングをめぐる実情に鑑み、平成23年4月、①取引時の確認事項の追加、②ハイリスク取引の種類の追加、③取引時確認等を的確に行うための措置の追加のほか、特定事業者の追加や罰則を強化する内容の改正犯罪収益移転防止法が成立し、平成25年4月1日から施行された。なお、上記確認事項の追加に伴い、取引に際して行う確認を「取引時確認」、また確認をした際に作成する記録を「確認記録」として規定している。その後、平成26年11月にマネー・ローンダリング、

Key point

- ▶取引時確認が必要な預金関係の取引は、①預金または貯金の受入れを内容とする契約の締結、②定期積金等の受入れを内容とする契約の締結、③10万円を超える現金による振込等である。